

明石のまちを良くするしくみ 

赤い羽根共同募金



兵庫県共同募金
あかはねちゃん

【運動期間】 2019年
10月1日▶12月31日

もしもあなたが  100円  2ページへ
募金したら...?

目次	赤い羽根共同募金 P2~4	善意銀行・ひまわりケアサロン・ボランティアフェスタ . . . P5
	みんな食堂 P6~7	明石市後見支援センターより P8

回										
覧										

この広報紙は  の配分金の一部を活用しています。

明石市社会福祉協議会

★広報紙をご入用の方はお気軽に
明石市社会福祉協議会 企画経営係 ☎924-9105 FAX 924-9109 までご連絡ください。

各総合支援センター、市民センター・サービスコーナー、コミュニティセンター等にも置いてあります。

もしもあなたが、 円募金したら…
 \2019年度/
 明石市内のあんなこと  こんなことに使われます!!

 地域福祉活動の充実のために      円
 ～ 地域福祉活動や広報活動に ～

- 地区社会福祉協議会などが主体となって推進する地域福祉活動に。
- 市民のみならず福祉の情報を発信するため、広報紙「あかしの社会福祉」の発行、ホームページの運営に。
- 誰でも気軽に無料で車いすを利用できる貸出用車いす設置の活動に。…ほか。

 高齢の方のために       円
 ～ 地域内でのつながりづくりや福祉機器のリサイクルに ～

- 地区社会福祉協議会などによる自宅に閉じこもりがちな高齢者世帯への定期的な訪問活動に。
- 孤立しがちなひとり暮らし高齢者などの居場所となる「ミニケア・ふれあいサロン」の活動に。
- ご家庭で不用になった電動ベッドなどを点検整備し、必要な方へ無償で譲渡する福祉機器リサイクル活動に。…ほか。

 子どもたちのために       円
 ～ 福祉学習や施設設備の整備に ～

- 小学生・中学生を対象とした、学校・地域で行われる福祉学習や福祉スクールなどの活動に。
- 民間保育園(所)や認定こども園の、遊具や設備などの整備に。
- 施設・団体が実施する交流活動などに。…ほか。

 障がいのある方のために    円
 ～ 相談しやすい環境づくりや交流活動に ～

- 障がいのある方が気軽に相談できるよう設置されている、身体障害者相談員の活動に。
- 市内の障がい者支援施設や福祉団体が実施する、事業や地域のつながりづくりなどの活動に。
- 障がいのある方が、それぞれの親睦を深めるための交流活動に。…ほか。

 課題を抱える方のために   円
 ～ 社会に復帰しやすい環境づくりに ～

- 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを担う、明石市保護司会・明石市更生保護女性会の活動に。…ほか。



【問合せ】 社会福祉 法人 兵庫県共同募金会
明石市共同募金委員会
 (事務局: 社会福祉 法人 明石市社会福祉協議会)

〒673-0037
 明石市貴崎1丁目5番13号
 明石市立総合福祉センター内
 TEL: 924-9105
 FAX: 924-9109
 MAIL: akaihane-akashi@akashi-shakyo.or.jp

募金の使い道 こんなことに使いました

2018年度



子どもたちのために ゆたか保育園

ありがとうメッセージ

当園では、裸足保育を行っており、子どもたちは足でいろいろなことを感じながら生活しています。日々、頭から足の先まで意識して、楽しみながら体を動かしています。

助成金で購入した運動用具を使うことで、毎日の遊びがより豊かなものとなりました。これからも子どもの幸せを願い、笑顔溢れる毎日を過ごしていこうと思います。



組み替えることで様々な遊び方ができます。子どもの運動能力を問わず、一人ひとりが何かの形で達成感を得られ、「できた」という満足感を味わえる玩具です。

和坂保育園

ありがとうメッセージ

お昼寝用ベッド「コット」を購入しました。床面とコットの間の空気層が、床に敷く布団に比べ、夏は涼しく、冬は暖かくしてくれます。快適な中で、園児たちは気持ちよくお昼寝ができています。

大きな布団袋の持ち運びの必要がなくなり、保護者の皆さまからも喜ばれています。本当にありがとうございました。



衛生的な寝具で、気持ちのいいお昼寝タイム😊

地域福祉活動の充実のために

まちづくり大観地区協議会



スクールガード

見守り活動旗を購入しました

ありがとうメッセージ

校区内9地点で、約100名のスクールガードが児童の登下校を見守っています。

購入した手旗で、車両などによる交通事故の発生を防ぎ、また、子どもたちへの交通安全についての啓発もできています。

児童の登下校はもちろん、地域住民の方々も安全に移動ができます。



元気に、安全に
いってらっしゃい😊

あかし点訳グループ

ありがとうメッセージ

視覚障がい者の方々にご利用していただくため、明石市社会福祉協議会と協力して、2019年度版の点字カレンダーを作成しました。

利用者の方からのお礼や喜びの声をたくさん聞き、ほっとしています。

点訳カレンダーを作成しました



一年間、大切に利用いたします。😊



今年度も「明石のまちを良くするしくみ」
赤い羽根共同募金にご協力をよろしくお願ひします。

みなさまの善意に
感謝します!!

善意銀行

明石市社会福祉協議会

2019年6月13日～
7月31日 (順不同)

金銭預託 8件 (35,471円)
コスモスあかし 代表 山田 昭男 様
善意の日募金 (総合福祉センター・明石市役所)
ほか匿名

物品預託 7件
小阪 学 様 白杖
三田 築男 様 雛人形、羽子板
和田 一憲 様 文具 ほか匿名

窓口でも!

善意の寄付金を受け付けています!

振り込みでも!

窓口のほか、銀行口座でもご寄付を受け付けております。いただいた寄付金は、明石市の福祉の増進に役立ててまいります。

三井住友銀行(0009) 明石支店(425) 普通口座 1317797
口座名義：社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
フク) アカシシヤカイフクシキョウギカイ

※お振込みの際はお名前の頭に「ゼンイ」とお付けください。

※ご寄付については税制優遇措置の対象となります。領収証を希望される場合は、ご連絡ください。

【問合せ】企画経営係 ☎924-9105 FAX924-9109

若年性認知症の方と そのご家族のみなさまへ

ひまわりケアサロンを開催! ～若年性認知症交流会～

若年性認知症ご本人の社会参加の場として、またそのご家族が介護の方法や気持ちの持ち方など同じ立場の方々と悩みを相談し交流できる場として『ひまわりケアサロン (若年性認知症交流会)』を開催します【事前申込制】。詳しくはお問い合わせください。

- ・開催日時 第1回 2019年10月26日(土) 10:00～14:00
第2回 2019年11月16日(土) 10:00～14:00
第3回 2019年12月21日(土) 10:00～14:00

※2020年は、
毎月第4土曜日
(10:00～14:00)
に開催予定

- ・場 所 明石市立総合福祉センター新館
- ・対 象 者 若年性認知症のご本人とご家族 など
- ・参 加 費 お一人 200円+昼食弁当代 (500円程度)

主 催：若年性認知症家族会ひまわり 共 催：明石市社会福祉協議会

【問合せ】認知症総合相談窓口 ☎926-2200

第12回 あかしボランティアフェスタ

～ようこそ! ボランティアひろばへ～

開催するよ!! 遊びに来てね

日時：2019年11月16日 (土)
10:30～14:30

会場：あかし市民広場 (パピオスあかし2階)

※今年から、会場が変更となりました。

内容：舞台コーナー・遊びのコーナー
バザーコーナー・体験コーナー など

主催：明石市ボランティア連絡会・明石市社会福祉協議会

後援：明石市



【問合せ】地域福祉係 ☎924-9105 FAX924-9109

今まで出会えなかった “なかま”に出会える

かも!?

みんなな食卓



明石市立総合福祉センター新館 2階
軽食喫茶“なかま”にて月2回開催中!

10月の開催日 10日(木)、25(金) 17:00~18:30
※事前申込が必要です。

子どもも大人も、障がいがあってもなくても、
どなたでも参加できます♪まずはご連絡ください!



みんなで
おしゃべりしながら
たべるとたのしい!
小学校 低学年

違った家族の人たちが寄り添い、
ご飯を食べながら情報交換ができる。
世代も家族も超えて話ができる貴重な場。
是非続けてほしい。

60代男性 (障がい)

参加者の声

参加している子どもたちが
特に元気!!
すごく良い場所だと思う。
大学生

みんなで一緒に
ご飯を食べるのは
楽しいです。

小学校 高学年

食事のあとは
みんなでスポーツ交流も!



子どもたちも積極的にお手伝い😊



【申込み・問合せ】
明石市立総合福祉センター新館
☎927-1125 FAX927-1126
※食事提供数には限りがあります

弁護士に聞く!! PART 1

明石市後見支援センターより

これで 安心 老後の備え

Q 私には身寄りがなく、将来、認知症が進んだときのことが心配です。自分が死んだ後の葬儀や供養についても、面倒を見てくれそうな人が誰もいません。老後や死後に備えて、今のうちにしておけることはないでしょうか？

A 「認知症等で判断能力が低下して、上手く金銭管理ができなくなってきた」というケースでは、あらかじめ信頼できる専門家(弁護士・司法書士等)と任意後見契約を締結しておき、すぐに後見人による支援を受けられるのが理想です。

もっとも、現実には、任意後見契約を締結しないまま認知症が進行してしまうケースの方が圧倒的に多いのが実情です。この場合には、判断能力の低下の度合いに応じて、社協の日常生活自立支援事業や、家庭裁判所の法定後見制度(補助・保佐・後見)で対応していくことになります。

なお、後見人等の任務は、原則、本人の死亡によって終了しますが、近年の法改正により、裁判所の許可を得て、火葬(または埋葬)・納骨・費用の清算等の事務を行うことができるようになりました。(ただし、葬儀の費用については、宗派や規模により様々で、必須の支出とまでは言えないため、原則、相続人全員の同意なく支出することはできません。この場合でも、後見人等が、個人の資格で、列席者から会費を募るなどして、特定の宗派によらない告別式を開催することは可能とされています。)



★次号は、弁護士に聞く!!PART2「身体が動かなくなったときの為に備えておくこと」についてのQ&Aです。

後見基金への寄付

後見基金とは、市民後見人への報酬助成を主目的とした基金です。成年被後見人に財産がなく、市民後見人に報酬を支払うことができない場合、後見基金が、成年被後見人に代わって報酬を支払います。この後見基金が枯渇することがないように、この度、二名の市民後見人が後見基金に寄付くださいました。後見報酬を得ることができる市民後見人が、後見報酬を得ることができない市民後見人を下支えする、この互助の精神に明石市の市民後見人制度は支えられています。

ありがとうございました。



(写真) 市民後見人による後見基金への寄付の様子

問合せ 明石市後見支援センター ☎924-9151 FAX 924-9134